

令和 8 年度 東京都トライアル発注認定制度 FAQ

2025/9/8 更新

1. 対象となる商品について

Q1-1 どういった商品等が対象になるか？

申請時において販売を開始してから 5 年以内の物品及び役務です。ただし、以下のものは対象となりません。

- ・食品衛生法で規定する食品
- ・医薬品医療機器等法で規定する医薬品、医薬部外品、化粧品及びそれに類するもの
- ・建設工事等における工法、技術
- ・肌に塗布するもの

Q1-2 試作段階の商品等は申請の対象になるか？

試作段階の商品・サービスは対象にはなりません。販売・提供が開始されており、購入できる商品・サービスである必要があります。

Q1-3 「販売・提供が開始している」とはどういう状況を指すか？

目安として、完成された（試作品でない）商品・サービスをいつでも販売・提供できる状況にしている（在庫等があり、HP やカタログ等でオープンにしているような）ことで、販売実績は問いません。

Q1-4 物品と役務の違いはなにか？

違いは以下の通りです。物品・役務どちらも同じ基準をもとに審査を行いますので、いずれかの区分を選択してください。

物品

- ・既製品として生産されるもの。
- ・物品等買入れ契約により調達されるもの。

役務

- ・各種サービスの提供を行うもの。
- ・発注者の仕様により生産・提供されるもの。

※ スタンドアローン（単体）で動作するソフトウェアなど、納入物品のみで機能・性能の提供が可能なものは、物品に区分されます。

※ ASP サービスなど、納入物品のみでは機能・性能の実現が困難なものは、役務に区分されます。

Q1-5 過去、東京都トライアル発注認定制度に申請した商品を再度申請することは可能か？

過去に申請した同一商品の場合、当該商品と比較して改善・強化した部分を明確にすることで、再申請が可能です（例：機能の付加、性能の向上、性能等に関する客観的データの強化、知財面の強化など）。

Q1-6 他のビジネスコンテストで受賞／他自治体のトライアル認定を受けた商品で申請してもよいか？

別事業のため、申請可能です。

Q1-7 複数商品を申請してもよいか？

1社で複数商品を申請することは可能です。ただし、審査は案件ごとに行うことになりますので、1つの申請書で複数商品を申請することはできません。なお、複数商品で1つのシリーズとなる場合は、シリーズとして1つの申請書でまとめて申請することが可能です。

Q1-8 現在製品製造過程で、製品完成前の申し込みは可能か。

認定対象は「申請時において販売を開始してから5年以内の物品及び役務」です。試作の場合はお申込みいただけませんが、申請受付期間内まで（10/9以前）に販売を開始した場合には、ご申請いただけます。

Q1-9 「建設工事等における工法・技術」は対象外だが、建設業界で便利で他業界でも使用可能なツールについては申請可能か。

対象外である直接の「建設工事等における工法・技術」でなく、建設業界や他業界で利用できる物品・サービスであり、募集要項の申請要件に合致している新商品等であれば、ご申請いただけます。

Q1-10 東京都職員や東京都民など個人に対する物品や役務は対象になるか。都の組織として発注するものが対象か？

募集要項「3. 認定対象及び申請要件」の申請要件を満たしていれば、ユーザーが職員個人対象という想定での申請は可能です。ただし、認定については、募集要項「4. 認定基準及び審査方法等」の認定基準に適合することが要件となります。また、トライアル発注事業については、あくまでも組織として必要性を判断し、購入の意思決定・発注をするものになりますのでご注意ください。

2. 申請資格について

Q2-1 申請する企業の業種に制限はあるか？

業種に制限はありません。

Q2-2 本店所在地が都外だが申請できるか？

以下に当てはまる場合は申請いただけます。

■法人の場合：東京都内に本店または支店登記を有すること

■個人事業主の場合：東京都内に開業・廃業等届出書を提出していること

※東京都内事業所で実質的に事業を行っている者が対象です。

※大企業が単独で発行株式総数又は出資総額の2分の1以上（複数の場合は3分の2以上）を所有又は出資している事業者は対象外です。

Q2-3 商品の販売開始はしているが、まだ実績0だが申請可能か？

申請可能です。販売・提供が開始されていれば、実績は問いません。

Q2-4 販売代理店だが、申請可能か？

新商品等の企画製造元でない事業者（販売代理店等）は本制度の対象外です。

ただし、製造工程を他社へ委託しても自らが企画・製造元で自社商品として販売する場合は対象となります。

Q2-5 設立したばかりの、役員のみ会社だが申請可能か？

申請資格を満たしていれば、申請可能です。

Q2-6 共同開発商品など、複数社での共同申請は可能か？

共同申請は認められません。

Q2-7 一般社団法人、一般財団法人は対象になるか？

一般社団法人や一般財団法人は対象になりません。

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者（会社及び個人事業者）であることが条件となります。詳しくは、募集要項の「3. 認定対象及び申請要件の（1）認定対象者」の項目をご確認ください。

Q2-8 申請時における客観的に販売したと分かる根拠について知りたい。

販売が開始していることの根拠が必要です。Webページへの掲載等で判断させていただきます。

なお、Webページへの掲載がされていない場合に関しても、直接営業している場合であれば、営業メールのやり取り等、既に販売が開始されていることを証明する資料を別途ご提出ください。

3. 提出書類・申請方法について

Q3-1 申請書類の入手方法は？

エントリーすると、申請に必要な申請書、実施計画書がダウンロードできる URL がメールで送付されますので、ダウンロードしてください。エントリーは、9月10日（水）公開予定です。

申請書等の必要様式は、8月下旬より本事業ホームページ内で公開予定ですので、そちらからダウンロードすることも可能です。

Q3-2 申請にあたり、提出が必要な書類は何か？

詳細は募集要項「7. 申請方法等（2）申請書類」をご参照ください。

Q3-3 申請方法は？

申請に必要な書類をダウンロードし、必要書類一式をご準備の上、申請フォームより提出ください。

※申請フォームはエントリー時に送付されるメールよりアクセスができます。

Q3-4 申請フォームから無事に送信できたか分からない。

申請フォームより申請が行われた際には、システムより申請書受信メールが自動送信されます（件名：

【申請書類を受信しました】令和8年度東京都トライアル発注認定制度）。しばらく経ってもメールが届かない、迷惑フォルダやごみ箱を確認しても見つからない場合は、事務局までお問い合わせください。

また、申請内容を確認後、受理通知をお送りいたします。受理通知の送付まで2～3週間程度かかる場合がございますので、予めご了承ください。

Q3-5 申請はいつまで可能か？

2025年10月9日（木）23時59分が締切です。通信状況の不具合やシステムエラーなどが起こる可能性もあるため、余裕をもって申請してください。なお、郵送による申請は受け付けておりません。

Q3-6 提出後に提出資料の返却は可能か？

提出された申請書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

Q3-7 追加で提出が必要な書類はあるか？

補足資料として、品質、性能、安全性等に関する試験成績書や取扱説明書及びこれに類する資料、その他顧客満足度、実績、東京都の機関における具体的な用途等に関する資料等を求める場合があります。

Q3-8 今年個人事業主から法人化した場合、直近期末の実績（売上高）はどうすればよいか。

実施計画書「5 新商品等の生産・提供及び販売の実施計画」については、個人事業主の場合の直近期末の実績は記載せず、当該項目には「0」を記入してください。

また、⑥の提出書類に関しても、法人としての資金繰り表（任意形式）のご提出をお願いいたします。

Q3-9 申請書（Word 形式）にどのように押印すればよいか。

申請書に「押印マーク」がありますが、「押印は不要」でございます。ご入力済の Word 形式のまま、ご提出いただけますと幸いです（印鑑画像の貼り付け等も不要です）。

Q3-10 添付ファイルの容量が大きいため、超える部分はどのように提出すれば良いか。

1 ファイルあたり 10MB までのファイルがアップロード可能です。10MB を超える場合、ファイルを分割・圧縮するなどしてアップロードしてください。申請フォームにファイルをアップロードする以外の方法では受け付けておりません。

なお分割や圧縮などの実施方法についてのサポートは行っておりません。

Q3-11 郵送が必要な申請書類はあるか。

郵送では受け付けておりません。オンラインにて申請を受け付けます。まずエントリーをしていただき必要書類一式をご準備の上、申請フォームよりお申込みください。

募集要項「7. 申請方法等（3）提出方法」参照

Q3-12 必要な添付書類であるカタログについて、どのような媒体であればよいか。

チラシやパンフレットなど、申請する商品等の内容がわかるものをご用意ください。なお、実施計画書記載の所在地と一致していることをご確認ください。

Q3-13 募集要項「7. 申請方法等」－「（2）申請書類」の⑥について、決算を二期終えておらず、一期分しかない場合はどうしたら良いか。

法人設立後 2 期目を終えていないなど、2 期分の用意できない場合は、1 期分をご提出ください。

4. 申請書類の作成について

Q4-1 提出後に申請内容の変更は可能か？

提出いただいた申請書類について、提出後の加筆・修正等はありません。

Q4-2 申請書類を作成したが、不安なので事前に内容を見てもらいたい。

他の申請者に対し公平性が損なわれる観点から、個別のアドバイスは行っておりません。記入例をご参照いただき、ご不明な点があれば事務局までお問い合わせください。ただし、提出書類に不備がある場合、事務局から修正等を依頼することがあります。

Q4-3 申請後に商品名の変更を予定しているが、申請可能か。

申請時に変更予定の商品名も併記いただくようお願いいたします。

また、合わせて「新商品等の説明文」欄に変更予定の旨、ご記載ください。

Q4-4 実施計画書「2 新商品等の内容」「(2) 新商品等の新規性・独自性」「他社が所有する特許等についての調査状況」について、当社は特許を出願していない。この場合、本項の記載は不要か。

「特許等」とは特許に加えて「実用新案・意匠・商標」を挙げております。また、これらの知的財産権の出願・登録の有無に関わらず、他者が所有する特許等についての調査状況の記載が必要です。

本制度の認定にあたっては、他者の知財権を侵害していないこと、新商品等が他者に模倣される可能性がないことが前提になります。申請する新商品等に関して、他者の権利を侵害していないことを、調査の方法・結果の明記や根拠資料の提示によりわかりやすく示してください。

募集要項「4. 認定基準及び審査方法等（1）認定基準」参照

Q4-5 実施計画書「5 新商品等の生産・提供及び販売の実施計画」について、申請する新商品等の数値と、会社全体の数値のどちらか。

申請する新商品等の数値をご記入ください。また、実施計画は東京都内に限らず新商品等における全体の計画値をご記入ください。

Q4-6 実施計画書の記載項目に、企業ホームページなどの URL を記載し、審査の際にその URL を確認してもらうのでもよいか。

実施計画書に記入いただいた内容について審査します。

Q4-7 実施計画書「5 新商品等の生産・提供及び販売の実施計画」について、当社の決算期 8 月である。しかし 2025 年 8 月期の決算書類を用意できない場合、直近決算期はどのように入力すればよいか。

法人の場合、原則個別に定めた決算期であり、提出する貸借対照表・損益計算書・販売費及び一般管理費内訳書（それぞれ直近 2 決算期分）の直近 1 決算期に合わせてご入力ください。

例）提出できる直近 2 決算期が 2023 年 8 月期、2024 年 8 月期の場合、「2024 年 8 月」と入力してください。

Q4-8 実施計画書の様式の記載枠では足りない場合、どうすればよいか。

必要に応じて改行や枠を追加するなどしてご入力ください。

Q4-9 募集要項「4. 認定基準及び審査方法（1）認定基準の認定基準の補足」に記載されている FTO 調査とは何か。

特許調査の一種で、自社の製品やサービスが他者の特許権を侵害していないかを確認するための調査です。

他者の特許を無断で実施して特許権を侵害していることが判明した場合、差止請求や損害賠償請求を受け、自社の事業を継続できない恐れがあります。他者への特許侵害を未然に防ぐため、弁理士や特許事務所等による調査の実施もご検討ください。

5. 審査に関する質問

Q5-1 認定基準と審査方法について知りたい。

本制度の認定を受けるためには、次の①～④のいずれにも適合することが要件です。

- ① 新商品等が、既存の商品等とは著しく異なる優れた使用価値を有していること
- ② 新商品等が、技術の高度化や生産性の向上又は都民生活の利便の増進に寄与するものであること
- ③ 新商品等の生産・提供及び販売の方法や資金調達の方法などが、確実に実行可能で適切なものであること
- ④ 新商品等が、東京都の機関において使途が見込まれるものであること

また、東京都が設置する審査会において、一次審査（書類審査）、二次審査（面接審査及び訪問調査）、最終審査を行い、認定基準を満たしているか判定します。

なお、新商品等を以下の6分野に分類し審査や認定を実施する予定です。

- ① 生活・文化用品、② 医療・福祉、③ 防災用品、④ 試験・計測機器、⑤ 環境・資源、⑥ 情報・ソフトウェア

※上記分野に完全に該当しない場合も申請可能です。

※分野は変更となる場合がございますのでご了承ください。

詳細は、募集要項「4. 認定基準及び審査方法等」をご参照ください。

Q5-2 認定企業決定までのスケジュールを知りたい。

募集要項「5. スケジュール」をご参照ください。

Q5-3 応募後、製品のアップデートがあった場合はどうなるか。

基本的に申請いただいた時点での商品等に対する審査・認定となりますので、申請書に記載された内容と実際の製品に齟齬が生じている場合には審査の対象となりません。個別にご相談ください。

6. 認定に関する質問

Q6-1 認定後の営業（トライアル先の探し方）について

東京都の機関に営業を行う場合、原則として、本制度の事務局が東京都機関への営業活動の支援を行います。なお、令和8年度の支援内容については、改めて認定事業者向け説明会（令和8年4月予定）にて、詳細をご説明させていただきます。

Q6-2 物質的な商品では無く、サービス提供での認定実績を知りたい。

「役務」としての認定実績は、過去の「認定事業者及び認定商品一覧」「認定商品カタログ」をご参照ください。物質的な商品でない認定実績としては、令和7年度のコンプライアンス・データラボ株式会社"助成金給付先の不正リスク評価「コンプライアンス・ステーション®リスク評価」"等がございます。

7. 8/25 事業説明会でのご質問回答

Q7-1 当社は医療機器メーカー（医療機器製造販売業）です。医療機器は対象となりますか。またトライアル発注先の都の機関として「都立病院」は含まれますでしょうか。

医療機器であれば申請対象となります。想定される使用機関に都立病院は含まれます。医療機器の認定例としては、令和7年度の入江工研株式会社がございます。

Q7-2 今回の申請の対象となる商品は、特許等必ず知的財産権の登録が必要でしょうか。

必ずしも特許等の知的財産権の登録または出願する必要はございませんが、他者の知的財産権を侵害していないこと、新商品等が他者に模倣される可能性がないことが前提になります。

Q7-3 加工食品も対象になるのでしょうか。

食品衛生法で規定する食品は対象となりません。

Q7-4 脱炭素社会の実現に向けた環境負荷の少ない商品や地震等の災害に対応する防災関連の商品ではない新商品等でも良いのでしょうか？

募集要項の制度概要に記載しているジャンルに限らず、幅広い分野からのご応募をお待ちしております。ただし、一部認定対象外の商品もございますので、申請要件をご確認の上、申請をご検討ください。

Q7-5 販売のためのプラットフォームや制度、また検定事業は認定の対象となりますでしょうか。

募集要項の認定対象・申請要件に合致すれば、サービスも申請可能です。ただし、認定を受けるためには、「東京都の機関において用途が見込まれるものであること」等、別途認定基準がございます。募集要項をご確認いただき、申請をご検討ください。

Q7-6 当社の製品は他社（大企業など）と特許権を共有しています。本制度の対象になりますか？

特許権を共有している場合も対象になります。実施計画書の「新商品等の特許等」欄に特許権の持分を記載してください。なお、本制度は、新商品等を生産・提供する事業者を対象としています。自らが企画・製造元で、自社商品として販売する場合が対象となります。

Q7-7 申請の段階では個人で申請し、後に法人を設立して移行することは可能でしょうか。

個人による申請も対象となります。ただし、訪問調査までに必ず法人を設立または個人事業主として開業してください。なお、実施計画書は「法人」ではなく「個人」用の様式をご使用ください。

Q7-8 個人事業主でも申請できますか。

申請いただけます。個人事業主の場合、「個人事業の開業・廃業等届出書により東京都内で実質的に事業を行っている」と認められることが対象となりますので、募集要項にてご確認をお願いいたします。なお、実施計画書は「法人」ではなく「個人」用の様式をご使用ください。

Q7-9 東京に法人があり、その法人で特許を取得しているサービスで申請を考えています。しかし、そのサービスの提供者は東京都外に本店がある子会社で、東京都外でサービスを提供しています。この場合は、子会社において東京都内での支店登記をすればよろしいでしょうか？

登記事項証明書（履歴事項全部証明書）により、東京都内に本店（本社）又は支店（支社）の所在が確認できること、かつ、東京都内で実質的に事業を行っている判断できることとなります。また、自らが企画・製造元で、自社役務（サービス）として販売する場合は対象となります。役務の場合、提供する役務の主たる部分を自ら実施する事業者が対象となります。

お問い合わせのケースの場合、状況の詳細はわかりかねますが、子会社様がサービスの提供者（販売者）であるのであれば、申請にあたっては、

- ・子会社様による申請
- ・子会社様が東京都内の本店 or 支店登記をされる
- ・子会社様が東京都内で実質的に事業を行っている

のすべてを満たす必要があると考えられます。

Q7-10 海外の事業者から製品を輸入し販売する準備をしているのですが、そのような場合も対象としてサポートいただくことは可能でしょうか？

本制度は、新商品等を生産・提供する事業者を対象としているため、販売代理店等からの申請は対象外となります。なお、物品の場合、工場を持たず製造工程を他社へ委託している事業者等であっても、自らが企画・製造元で、自社商品として販売する場合は対象となります。

Q7-11 他社で開発した商品なのですがその会社では営業体制が無く、当社が営業を請け負っています。この場合、当社の申請ではなく、他社企業での申請が必要でしょうか。

本制度は、新商品等を生産・提供する事業者を対象としています。したがって、新商品等の製造元ではない事業者（販売代理店等）からの申請は対象外となります。他社様で申請要件等をご確認の上、他社様にて申請ください。

Q7-12 当社ではいくつかの製品を開発しています。同時に複数の製品を申請できますか？また、金額の上限や下限はありますか？

1社で複数製品の申請は可能です。申請書類は製品ごとに作成し、申請ください。なお、複数製品を1つのシリーズとして販売している場合は、1つのシリーズとして申請をお願いします。

認定にあたり販売価格の上限・下限はございません。ただしトライアル発注にあたっては、産業労働局の定める予算の範囲内での契約になります。販売価格が予算上限を超えている場合は発注はできません。なお、予算上限は公開しておりません。

Q7-13 申請しようとしているサービスについて先日商標を登録したばかりです。このように、商標権や特許権など知的財産権を登録していれば問題ないでしょうか？

既に知的財産権の登録がある場合も、申請する新商品等が他者の所有する特許等の権利を侵害していないかを確認いただく必要があります。特に、類似品が存在する場合は、類似品が持つ特許等を事前に調査し、調査の方法・結果の明記や根拠資料の提示によりわかりやすく示してください。面接審査のなかで説明を求めます。

Q7-14 侵害予防調査を専門機関に依頼するにあたって、調査依頼費用はどのくらいかかるのでしょうか。

調査する内容（範囲や深さ）によりますが、十万円～数十万円程度かかる場合もあります。申請に当たり知的財産に関してご不明な点などございましたら、東京都知的財産総合センターへご相談ください。

ホームページ：<https://www.tokyo-kosha.or.jp/chizai/consultant/index.html>

電話番号：03-3832-3656

※提出期限直前には混雑が予想されますので、ご相談はお早めをお願いします。

Q7-15 昨年度（令和7年度認定）の申請件数は何件あったのでしょうか？

令和7年度認定時は、70件の申請があり、6件の新商品等を認定いたしました。

Q7-16 トライアル発注による導入ができるのは東京都の1機関のみでしょうか？複数の機関から要望があった場合はどのように導入されるのでしょうか。

トライアル発注事業は、産業労働局の予算内で、他の認定商品と調整の上、購入・導入を決定します（複数要望があった場合、いずれも購入される可能性もあれば、1部署のみの購入となる可能性もございます）。トライアル発注事業による購入は、1認定商品につき認定期間内1回限りとなります。（例えば令和8年度に購入された場合、令和9年度以降は購入されません）

Q7-17 本制度をきっかけに、大きく販売が伸びた新商品等の事例をお教えいただけませんか。

具体的な認定商品の販売実績に関する事例はお答えできかねますが、「未開拓であった都の機関に導入できた」や「都の施設に導入されたことで、他の施設への営業活動がスムーズになった」という声をいただいています。

以上